

## 8 家出

### 初期対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 保護者に対して、「行方不明者届」を早めに提出するよう勧める。
- ③ 管理職と生徒指導主事（担当者）に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。
- ④ 警察等関係機関と最大限の連携協力体制をとりながら、搜索する。
- ⑤ 保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し行動する。

### 対応の手順

#### 連絡・報告と情報管理

##### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事（担当者）への連絡
  - ・関係各校への連絡や連携及び情報交換（同行者がいる場合）
  - ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。）
- ※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。**



#### 情報の収集

##### 初期対応

- ・当該児童生徒の自宅を留守にしないようにする。
- ・電話や家庭訪問及び保護者の来校等により、お互いの情報を交換し整理する。
- ・複数の教職員で対応する。

##### 保護者への確認ポイント

- ・保護者から家出原因（動機）等の聴取
- ・当該児童生徒が使っている部屋や場所、物の確認
- ・書き置きやメモの有無（生命等緊急性の有無、家出先の推定）
- ・携帯電話所持と携帯の有無（発信着信履歴、メール内容から家出先の推定）
- ・所持金や通帳の持出し（交通機関、行動範囲、家出期間等の推定）
- ・所持品や服装及びその数量（家出期間の推定、搜索する際の特徴）
- ・自転車使用の有無（行動範囲の推定）
- ・最近の交友関係や興味及び関心事
- ・行き先や立寄り場所等の心当たり
- ・警察署へ※「行方不明者届」の提出

##### 交友者、知り合いへの確認ポイント

- ・行き先や居場所等の心当たり
- ・携帯電話への連絡や着信の有無
- ・他の交友者や知り合いの有無

**※ 平成22年4月1日から法改正に伴い「家出人搜索願」が「行方不明者届」に変更**



#### 関係者による緊急対策会議

- ・保護者や教職員及び児童生徒等からの情報収集と整理
- ・具体的な対応策を検討（最悪の事態を想定した対応策を検討）



#### 搜索の手順

- ① 放課後等を活用した教職員による搜索チームの編成
- ② 搜索ビラの作成（保護者了解のもと、本人の顔写真や特徴及び連絡先を記載したもの。）
- ③ 立寄りや立回り先が予想される場所のピックアップ
- ④ 複数の教職員で行動（緊急時に備え携帯電話を携帯）
- ⑤ 当該児童生徒を発見した時の連絡体制
- ⑥ 広域班や自宅周辺班など広範囲における搜索場所の分担
- ⑦ 教職員の健康面を配慮した体制と計画づくり
- ⑧ 情報集約担当を置き、搜索経過を逐一報告
- ⑨ 搜索終了時間を決め、情報集約後、保護者と教育委員会等に報告

## 検索及び連携

### 検索上の留意点

- ・保護者の意向を踏まえる。
- ・当該児童生徒のプライバシーに配慮した行動をする。
- ・携帯電話に、電話やメールを入れ続ける。(家出した事を責める内容は厳禁)
- ・自転車で家を出ている場合は、最寄り駅やバス停等付近の検索をする。
- ・保護者には、必ず一人は家を離れないように依頼する。

### 警察との連携

- ・家出が長期間にわたる、犯罪や事故遭遇の恐れがある、生命や身体に関わる場合は、管内の警察へ相談に赴き協議する。  
(携帯電話を携帯している場合、生死にかかわる等の特別な場合に限り、位置探索を実施する。)
- ・行方不明者届を提出する場合には、印鑑、写真、自転車の防犯登録番号が必要である。  
(平成22年4月1日以降、教職員が保護者に代わって、行方不明者届を提出することが可能になる。)

### 最寄り駅、立寄り先等の連携

- ・駅員や従業員等に対し、顔写真や手配書を配布提示して、目撃情報の収集を行う。  
(保護者了解のもと、駅や店内に搜索ビラの掲載等を依頼)



## 帰宅後の対応

### 学校及び当該児童生徒への対応

- ・当該児童生徒の指導や支援(心のケアも含む。)
- ・他の児童生徒への指導(普段どおりに接するよう指導)
- ・校内における教育相談体制の充実

### 保護者との連携

- ・保護者への助言(当該児童生徒への指導方法など。)
- ・保護者との連携強化(信頼関係の構築)

### 関係機関等の連携

- ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請

- ① 入学直後及び家出に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合⇒出身学校(園)等
- ② 知能や身体及び情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合⇒こども家庭相談センター
- ③ 犯罪に関わった可能性がある場合⇒警察
- ④ 怪我や病気等が認められる場合⇒医療機関
- ⑤ 一時保護を必要とする場合⇒こども家庭相談センター

(参考)

## 最近の家出の傾向

- ・インターネットで知り合った全く面識のない人物を頼って家出をする児童生徒が増えている。
- ・奈良県下においても、家出サイトで知り合った中学生が、東京都に住む人物を頼って家出をした例がある。
- ・家出サイト以外にも、ゲームサイトやプロフ及びブログで知り合う場合が多い。